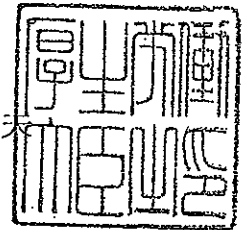




厚生労働省発能0512第3号
平成23年5月12日

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



別紙「独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令案要綱（案）」について、貴会の意見を求める。

独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令案要綱

第一 独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の廃止
独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（以下「能開機構財会省令」という。）は、廃止すること。

第二 関係省令の整備

一 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正
独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「雇用・能力開発機構」という。）から職業能力開発業務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「高齢・障害・求職者雇用支援機構」という。）に承継させること等に伴い、業務方法書の記載事項に職業能力開発業務に関する事項を追加する等、能開機構財会省令の一部の規定を追加する等の所要の改正を行うこと。

二 独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正
雇用・能力開発機構から財形業務を独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤労者退職金共済機

構」という。）に承継させること等に伴い、業務方法書の記載事項に財形業務に関する事項を追加する等、能開機構財会省令の一部の規定を追加する等の所要の改正を行うこと。

三 その他

関係省令について所要の改正を行うこと。

第三 経過措置

一 高齢・障害・求職者雇用支援機構又は勤労者退職金共済機構が行う採用の手続

(一) 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構又は勤労者退職金共済機構が提示する高齢・障害・求職者雇用支援機構又は勤労者退職金共済機構（以下「高齢・障害・求職者雇用支援機構等」という。）の労働条件の内容となるべき事項は、次に掲げる事項とすること。ただし、トからカまでの事項については、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構又は勤労者退職金共済機構がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りでないものとする。

イ 労働契約の期間に関する事項

ロ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項

ハ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに職員を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項

ニ 賃金（退職手当及びチの賃金を除く）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項

ホ 健康保険法による健康保険、厚生年金保険法による厚生年金、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険及び雇用保険法による雇用保険の適用に関する事項

ヘ 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

ト 退職手当の定めが適用される職員の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項

チ 臨時に支払われる賃金（退職手当を除く。）、賞与並びに最低賃金額等に関する事項

リ 職員に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項

ヌ 安全及び衛生に関する事項

ル 職業訓練に関する事項

ヲ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項

ワ 表彰及び制裁に関する事項

カ 休職に関する事項

(二) 高齢・障害・求職者雇用支援機構等の労働条件及び採用の基準の提示は、その内容を記載した書面を雇用・能力開発機構の職員に交付することにより行うほか、雇用・能力開発機構の職員が勤務する場所の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けることにより行うものとする。

(三) 高齢・障害・求職者雇用支援機構等の職員となることに関する雇用・能力開発機構の職員の意思の確認は、書面により行うものとする。

(四) 雇用・能力開発機構が作成する名簿には、高齢・障害・求職者雇用支援機構等の職員となるべき者の氏名、生年月日、所属する機関又は法人の名称、所属する部署及び役職名を記載するものとし、当該名簿には、高齢・障害・求職者雇用支援機構等が必要と認める書類及び当該職員の選定に際し判断の基礎とした資料を添付するものとする。

二 高齢・障害・求職者雇用支援機構又は勤労者退職金共済機構が行う積立金の処分等の経過措置を定め

ること。

三 その他雇用・能力開発機構の廃止に伴う所要の規定を整備すること。

第四 施行期日

この省令は、平成二十三年十月一日から施行すること。ただし、雇用・能力開発機構の解散等に係る準備行為に関する規定は、公布の日から施行すること。

第五 その他

その他所要の経過措置等を整備すること。